

1. はじめに

中国では、「個人情報保護法」が2021年11月1日より施行されています。それ以来、越境移転に関する事項を中心として、データや個人情報に関する規定が発表されつつあり、企業に対してより明確な基準や具体的な解釈が提供されています。

以下、2022年後半以降に新たに発表された中国の個人情報保護に関する規定を簡単にご紹介します。



2. 2022年9月1日より施行された「データ越境安全評価弁法」¹

2.1 対象

(1) 本規定の適用対象者：

第2条より、「**個人情報処理者**が、中華人民共和国国内における経営で、収集・発生する**重要データ**（後述）や個人情報を国外移転する場合において、上記の重要データや個人情報へのセキュリティ評価」が適用対象となります。

上記「**個人情報処理者**」に関して、

EUのGDPR(General Data Protection Regulation)においては、「個人情報の取扱目的及び方法を決定する」「管理者」(controller)と「管理者の代わりに個人情報を扱う」「処理者」(processor)の二つの概念があるに対して、中国の個人情報保護法においては「個人情報処理者」のみ存在し、定義的にGDPRの「管理者」と基本的に同一とされます。

(2) 以下のいずれかを満たす場合には、データ越境移転セキュリティ評価の申告をしなければなりません（4条）：

- 海外に**重要データ**を提供する場合
- 海外に個人情報を提供する重要情報インフラ事業者及び取り扱う個人情報が100万人以上である場合
- 前年の1月1日から、海外へ移転した個人情報が10万人以上である、若しくは提供した**敏感な個人情報**が1万人以上である場合
- 国家ネットワーク情報局が規定する他の申告が必要な場合

「**敏感な個人情報**」に関して、

個人情報保護法28条において、「一旦、漏洩または違法使用が生じた場合には、容易に自然人の人格尊厳の侵害を引き起こし、または人身・財産の安全に対する危害

¹「数据出境安全评估办法」(Outbound Data Transfer Security Assessment(ODTSA))



を及ぼす個人情報であり、生物識別、宗教的信仰、特定身分、医療健康、金融口座、行動追跡等、及び14歳未満の未成年者の個人情報を含む」と規定されています。

2.2 評価結果の有効期限：2年（14条）

ただし、以下に該当する場合は、有効期限内にも改めて申告する必要があります：

- (1) 国内に提供するデータの目的、方法、範囲、種類、及び海外受領者による個人情報の使用または取り扱い方法に変更があった場合、若しくは、個人情報と重要データの海外での保存期限に延長があった場合
- (2) 海外受領者の所在国・地域において、個人情報保護政策やネットセキュリティ環境に変更があり、その他の不可抗力によって、情報処理者若しくは海外受領者の実際コントロール権または情報処理者や海外受領者の法律文章に変更があり、データセキュリティに影響を及ぼす可能性がある場合
- (3) その他の個人情報のセキュリティに影響を及ぼす可能性がある場合

2.3 重要データ

「重要データ」は同弁法 19 条により、「改ざん、破壊、漏洩または不正取得、不正利用された場合における国家安全、経済運行、社会安定、公共利益が脅かされるデータ」と定義されています。

2.4 セキュリティ評価前のリスク自己評価事項、申請時に必要な材料、手続き、及び申請の流れ等はここで省略します。

3. 2023年6月1日より施行された「個人情報越境移転標準契約弁法」²

同弁法の詳細に関しては、過去記事 (<https://oneasia.legal/9548>) もご参照いただければと存じますが、概要は次の通りです。

3.1 内容

(1) 適用対象者

標準契約を締結する形で個人情報を海外に移転する個人情報取扱事業者は、下記の条件を同時に満たさなければなりません（同弁法 4 条）：

1. 重要情報インフラ事業者でないこと
2. 取り扱う個人情報が 100 万人未満であること
3. 前年の 1 月 1 日から海外へ移転した個人情報が 10 万人未満であること
4. 前年の 1 月 1 日から海外で提供した敏感な個人情報が 1 万人未満であること

²「个人信息出境标准合同办法」(Standard Contract for the Cross-border Transfer of Personal Information)



(2) 標準契約の締結

1. 注意点

(ア) 本弁法付属の標準契約フォーマットに厳格に従わなければならないと規定される一方で、国家インターネット情報局は、実際の状況に応じて調整することができるかとされます。

(イ) 個人情報処理者に、海外の受信者とその他の条件を合意することができるが、標準契約と矛盾しないようにしなければなりません。

(ウ) 個人情報処理者は、標準契約の発効日から 10 営業日以内に、地方(省)のインターネット情報部門に標準契約書と個人情報保護に関する影響評価報告書(Personal Information Security Impact Assessment, PIA)を提出しなければなりません。



2. 契約の再締結

以下いずれに満たす場合は、標準契約の有効期間中に、個人情報処理者が、個人情報保護に関する影響評価を新たに実施し、標準契約を補充または最締結し、提出手続きを行わなければなりません：

- (ア) 海外で提供する個人情報の目的、範囲、種類、感度、方法及び保管場所、海外の受領者による個人情報の使用または取扱方法に変更があった場合、若しくは標準契約の延長があった場合
- (イ) 海外受領者の所在国・地域の個人情報保護政策や規制に変更があり、個人情報の権利・利益に影響を及ぼす可能性がある場合
- (ウ) その他の個人情報の権利・利益に影響を及ぼす可能性がある場合

3.2 より具体的な手続きは、同日(2023年6月1日)より施行された「個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン(第一版)」³に記載されています。
(http://www.cac.gov.cn/2023-05/30/c_1687090906222927.htm)

(1) 内容

- 越境移転の定義
- 手続き上、提出必要な書類
- 流れ及び手続き

(2) 附属書類

- 個人情報海外移転標準契約届出に必要な書類
- 依頼書(テンプレート)
- 承諾書(テンプレート)
- 個人情報越境標準契約書(記載例)
- 個人情報保護に関する影響評価報告(テンプレート)

4. 「データのクロスボーダー流動の規範化及び促進にかかる規定(意見募集稿)」 (《规范和促进数据跨境流动规定(征求意见稿)》)

³「个人信息出境标准合同备案指南(第一版)」

同規定は、データの中国からの越境移転の流れに関して、ルール化を行うとともに促進することについての政府当局（国家インターネット情報弁公室）による規定であり、先般、ウェブサイト上でパブリックコメントの募集がなされました（募集自体は、2023年10月15日に締め切られています。）⁴。

これによると、契約の締結や生命・財産の保護等にあたり、当事者の個人情報や国外に提供する場合、または1年間で取り扱う個人情報が1万人未満の場合などに、セキュリティ評価、標準契約の締結、個人情報保護認証が不要と規定されています。他にも、取り扱う個人情報が100万人未満の場合や、自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置におけるネガティブリスト等に関する詳細が規定されています。ただし、「データ越境安全評価弁法」と「個人情報越境移転標準契約弁法」の内容と異なる場合は、同規定に優先的に従わなければなりません。

この規定は現時点では意見募集稿にとどまるものの、中国からの個人情報の越境移転に関する取扱いにつき、今後の指針を示すものとして参考になる可能性があると思われるため、詳細は別記事にて改めてご紹介させていただきます。

5. まとめ

個人情報保護に関する各種法令の発表及び施行により、中国において個人情報保護が一段と強化され、デジタル社会における情報の安全性の向上が期待されますが、それと同時に、外国企業が情報を越境移転する際にも、これらの規制に厳格に従わなければならないと、対応に苦慮しているとの声も少なくありません。

中国における個人情報保護全般に関する法律は、比較的新しいものであり、まだ多くの法規や基準が公布されていないか、または意見が募集中であるため、多くの問題に対する明確な答えが得られないこともあります。しかしながら、今後より詳細なルールが整備されることが予測されるため、引き続きその動きに注目していく必要があると思われま

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

⁴ http://www.moi.gov.cn/pub/sfbgw/lfyjzi/lflfyjzi/202309/t20230928_487155.html

< 著者紹介 >



伊奈 知芳

One Asia Lawyers Singapore Office

弁護士（日本）

弁護士登録後、日本における対中国クロスボーダー投資案件を主要業務とするブティック型法律事務所に約 8 年間勤務。同所入所直後より主に中国案件に関与し、2010 年より同所上海事務所代表として常駐。2013 年より同所主席代表弁護士として勤務する。

2015 年同所を退職後、シンガポール国立大学法学部大学院（LL.M.）へ留学。2016 年、同大学院を卒業（Master's Degree を取得）後、One Asia Lawyers の設立に参画。以後一貫してシンガポールをベースとし、東南アジア及び中国を中心とするクロスボーダーM&A 案件のほか、労務、知財、コンプライアンスその他一般企業法務案件、及びシンガポール関わる国際離婚、相続案件等に幅広く携わっている。特に、シンガポールを中心とした個人情報保護法制に関する案件については、講演・執筆活動も多数行っている。Certified Information Privacy Professional/Europe (CIPP/E)資格保有。

tomoyoshi.ina@oneasia.legal